

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		助産の実施にかかる徴収金の減免
根拠条例・規則名		さいたま市助産の実施に関する条例
条 項		第5条
所 管 部 課		区役所健康福祉部支援課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、申請が稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		